

会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第27号

会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1(第2条、第3条関係)				別表第1(第2条、第3条関係)			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	部長(農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。) 防災監(人事委 員会が承認した ものに限る。) 文化観光局の局 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 行政監察監(人 事委員会が承認 したものに限 る。) 衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。) <u>会計管理者(人 事委員会が承認 したものに限 る。)</u> 理事監	1種	知事の 事務部 局	本庁	部長(農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。) 防災監(人事委 員会が承認した ものに限る。) 文化観光局の局 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 行政監察監(人 事委員会が承認 したものに限 る。) 衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)	1種
		防災監 次長(行財政改 革局自治研修 所、衛生環境研	2種			理事監 防災監 次長(行財政改 革局自治研修 所、衛生環境研	2種

究所、消費生活センター、農業
大学校及び農林
総合研究所園芸
試験場の次長を
除く。)

局長

総室長（政策企
画総室、子育て
支援総室及び森
林・林業総室の
総室長を除く。）

県民室の室長
（人事委員会が
承認したものに
限る。）

行財政改革局自
治研修所の所長
（人事委員会が
承認したものに
限る。）

衛生環境研究所
の所長（人事委
員会が承認した
ものに限る。）

農業大学校の校
長（人事委員会
が承認したもの
に限る。）

農林総合研究所
の所長

農林総合研究所
農業試験場の場
長（人事委員会
が承認したもの
に限る。）

農林総合研究所
園芸試験場の場
長（人事委員会
が承認したもの
に限る。）

農林総合研究所
畜産試験場の場
長（人事委員会

究所、消費生活
センター、農業
大学校及び農林
総合研究所園芸
試験場の次長を
除く。)

局長

総室長（政策企
画総室、子育て
支援総室及び森
林・林業総室の
総室長を除く。）

県民室の室長
（人事委員会が
承認したものに
限る。）

行財政改革局自
治研修所の所長
（人事委員会が
承認したものに
限る。）

衛生環境研究所
の所長（人事委
員会が承認した
ものに限る。）

農業大学校の校
長（人事委員会
が承認したもの
に限る。）

農林総合研究所
の所長

農林総合研究所
農業試験場の場
長（人事委員会
が承認したもの
に限る。）

農林総合研究所
園芸試験場の場
長（人事委員会
が承認したもの
に限る。）

農林総合研究所
畜産試験場の場
長（人事委員会

	が承認したものに 限る。) 行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 会計管理者 参事監 医療政策監		が承認したものに 限る。) 行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。) 参事監 医療政策監	
	略		略	
略		略		略

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
機関	職員	機関	職員
略		略	
会計管理者	会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 審査出納課の副主幹	会計局	局長 課長 課長補佐 審査出納 課の副主幹
略		庶務集中局	局長 課長 室長 課長補佐
備考 略		略	
		備考 略	

第3条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後										改正前									
別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)										別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)									
組織	職務の級									組織	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知本略										知本略									
事務の事務局	本庁共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)									本庁共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)									
	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長室長	副局長	次長	部長	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長室長	副局長	次長	部長	
	秘書	秘書	秘書	佐	佐	室長	所長	防災監	防災監	秘書	秘書	秘書	佐	佐	室長	所長	防災監	防災監	
	機械技師	機械技師	主計員	室長補佐	室長補佐	所長	校長	局長	行政監	機械技師	機械技師	主計員	室長補佐	室長補佐	所長	校長	局長	行政監	
	電気技師	電気技師	企画員	佐	佐	企画調	院長	総室長	察監	師	師	企画員	佐	佐	企画調	院長	総室長	察監	
	電気技師	電気技師	広報企	秘書	秘書	整幹	参事監	行政監	会計監	師	師	広報企	秘書	秘書	整幹	参事監	行政監	監察	
	師	師	画員	総括主	総括主	民工芸		監察	理者	師	師	画員	総括主	総括主	民工芸		監察	理者	
	薬剤師	薬剤師	副主幹	計員	計員	振興官		会計監		薬剤師	薬剤師	副主幹	計員	計員	振興官		会計監		
	衛生技師	衛生技師	教務主任	主計員	主計員	チーム		理者		衛生技師	衛生技師	教務主任	主計員	主計員	チーム		理者		
	理学療法士	理学療法士	監察員	幹	幹	校長		理事監		理学療法士	理学療法士	監察員	幹	幹	校長		理事監		
	法士	法士	理学療法	主任監	主任監	院長				法士	法士	理学療法	主任監	主任監	院長				
	保健師	保健師	法主任	察員	察員	参事				保健師	保健師	法主任	察員	察員	参事				
	看護師	看護師	栄養主任	教授	教授	主任教授				看護師	看護師	栄養主任	教授	教授	主任教授				
	栄養士	栄養士	任	教務主	教務主	授				栄養士	栄養士	任	教務主	教務主	授				
	歯科衛生士	歯科衛生士	衛生主任	企画員	企画員	査専門				歯科衛生士	歯科衛生士	衛生主任	企画員	企画員	査専門				
	商工技師	商工技師	農業専門技術員	広報企	広報企	員				商工技師	商工技師	農業専門技術員	広報企	広報企	員				
	農林技師	農林技師	員	専技主幹	専技主幹	門員				農林技師	農林技師	員	専技主幹	専技主幹	門員				
	造園技師	造園技師	門技術員	用地主幹	用地主幹					造園技師	造園技師	門技術員	用地主幹	用地主幹					
	水産技師	水産技師	助教授	検査主幹	検査主幹					水産技師	水産技師	助教授	検査主幹	検査主幹					
	土木技師	土木技師	講師	筆頭主幹	筆頭主幹					土木技師	土木技師	講師	筆頭主幹	筆頭主幹					
	建築技師	建築技師		主幹	主幹					建築技師	建築技師		主幹	主幹					
	講師	講師								講師	講師								
略										略									
備考	略									備考	略								

附則
この規則は、平成21年7月11日から施行する。